

# 令和4年度農地中間管理事業評価委員会開催概要

1 開催日時 令和4年6月20日（月） 14:00～16:00

2 開催場所 兵庫県土地改良会館 6階 第1・2会議室  
神戸市中央区北長狭通5-5-12

## 3 出席者

(1) 農地中間管理事業評価委員会委員

区分	氏名	所属・職名	出欠
委員長	星野 敏	京都大学大学院教授	出席
委員	石井 龍太郎	兵庫県土地改良事業団体連合会常務理事	出席
委員	小寺 収	兵庫県農業協同組合中央会常務理事	出席
委員	東川 晃志	兵庫県稲作経営者会議会長	出席
委員	黒田 覚	兵庫県集落営農組織ネットワーク協議会会長	出席

## 4 議事概要

- (1) 令和3年度の推進結果について
- (2) 人・農地施策に関する状況について
- (3) 令和3年度の取組の評価及び意見について

## 5 評価委員会の意見

農地中間管理事業の推進に関する法律第9条の規定に基づき、兵庫県農地中間管理機構（以下、「農地バンク」）から、令和3年度の農地中間管理事業の実施状況について説明を受け、下記のとおり評価及び意見を附す。

### 記

#### 1 令和3年度の取り組みと今後の方向性について

令和3年度に兵庫みどり公社と兵庫県農業会議が統合し、公益社団法人ひょうご農林機構が発足したことを契機に、農地バンクと農業委員会との連携強化を図り、貸付希望者や借受希望者の掘り起こしに努めた。

具体的には、機構役職員の市町農業委員会への訪問による意見交換、各地域に設置された農地管理事務所と農業委員会との定期情報交換会を開始し、地域農業の実情を把握するとともに制度周知を図り、必要な施策などについて双方の認識を深めた。

また、地域の課題解決のツールの一つとして、「いきいき農地バンク方式」をメインテーマとした農業委員等を対象としたブロック別研修大会を開催した。

加えて、「いきいき農地バンク方式」への親しみやすさ・わかりやすさを主眼とした漫画や動画などを独自に作成し、新聞・インターネットなどの多様な媒体での広報を展開した。

さらに、県の集落営農組織法人化推進の取組と連携して、5年以内の法人化を目指す集落営農組織に対し、全国の農地バンクで初めて「特定農作業委託」による農地の集積化を図った。

この結果、令和3年度の転貸等実績は、対前年比109%となる853ha、件数では過去最高となる1,069件と大幅に向上した。

また、「いきいき農地バンク方式」は、令和3年度には、目標の30地区を上回る45

地区（49集落）で取組を開始した。転貸等面積は479haで、全体に占める割合は約6割となり、今後の農地バンクを推進する有効な手法として定着してきた。

しかし、「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」及び「兵庫県農地中間管理事業推進方針」により設定された年間目標面積（2,500ha）にはまだまだ及ばず、農地の集積・集約化による農業経営の効率化と農地の荒廃防止による地域資源の保全に資するため、引き続きさらなる推進に取り組む必要がある。

一方、農地バンクで管理する農地が増加するに従い、借り手の破産等のトラブルへの対応も増加していることから、出し手・借り手が今後とも安心して農地バンクを活用できるよう、より安定した制度設計と、関係機関との正確な情報共有や事務処理方法の標準化による適正かつ効率的な事務処理体制の構築が必要である。

## 2 今後重点的に取り組むべき事項

農地バンクを活用して地域農業を持続的に発展させるためには、個別の農家ごとにマッチングを行う通常の農地バンク事業、地域全体での農地活用と保全を目的とした「いきいき農地バンク方式」の推進とあわせ、組織統合の効果を最大限に活かし、農業委員会等と連携した貸付・借受希望者の情報収集や農地バンク活動の広報活動に取り組むべきである。

さらに、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法が一部改正され、農地の集積・集約化等を進めるため、令和5年度から全集落を対象に、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の農地利用の姿（目標地図）等を盛り込んだ「地域計画」の策定が義務化された。

「地域計画」は、市町が地域で話し合いの場を設けて策定することとなるが、農業委員会が農地バンクと協力して目標地図の素案を作成することとなる。

また、農地転貸手続きの抜本的な見直しが行われ、農地バンクを経由する手続きが軸となる。

このことを契機に農地バンクの活用を促し、農地の集積・集約化を推進するとともに、一方で業務量の増加が見込まれることから、現状の推進体制を見直す必要がある。

そのため、以下の事項に重点的に取り組むべきである。

- (1) 関係機関と連携した「いきいき農地バンク方式」のさらなる推進
- (2) 農業委員・農地利用最適化推進委員との連携による情報発信力・情報収集力の強化
- (3) インターネット等多様な広報ツールの活用による更なる掘り起こし
- (4) 集積・集約につながる担い手組織との連携の推進
- (5) 「地域計画」の策定支援を通じて、県、市町、農業委員会、J A、担い手組織等関係機関と一体的に農地バンクの利用を促進
- (6) 様々なリスクに対応した農地バンク制度の確立
- (7) 農業経営基盤強化促進法改正に伴う業務量増加に対応できる運営体制の構築